

食安食発第 0401001 号  
平成 21 年 4 月 1 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部  
監視安全課食中毒被害情報管理室長

### 食中毒被害情報管理室の設置について

標記については、平成 21 年 4 月 1 日付け食安監発第 0401003 号にて当室の設置をお知らせしたところです。

ついては、下記の事項に十分留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らい方をお願いします。

#### 記

##### 1. 連絡体制について

「食中毒処理要領」(昭和 39 年 7 月 13 日付け環発第 214 号。最終改正平成 20 年 4 月 22 日付け食安発第 0422001 号。)に基づく厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課への報告等及びその他飲食に起因する健康被害等の食中毒関連情報の提供については、食中毒被害情報管理室(以下「情報室」という。)へ電話、ファクシミリ等により連絡されたいこと。

食中毒被害情報管理室連絡先 電話 03-5253-1111 内線 4240  
直通電話 03-3595-2337  
ファクシミリ 03-3503-7964

保健所における健康危機管理体制について、「食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せについて」(平成 20 年 2 月 25 日付け健発第 0225007 号・食安発第 0225001 号。)に基づき、健康危機情報を迅速に把握できる体制を確保するとともに、別途連絡する緊急連絡網への担当者の登録に遺漏なきを期されたいこと。

##### 2. 食品健康被害情報メール窓口の開設について

幅広く飲食に起因する健康被害に関する情報を把握する観点から、飲食による健康被害に遭い医療機関を受診した者や、そのような情報を有する医療機関、食品関連事業者などから、情報室が電子メールにより直接受け付ける「食品健康被害情報メール窓口」を厚生労働省食品安全情報ホームページに開設した。これに

伴い、情報室に寄せられた情報は、必要に応じて関係の都道府県等にファクシミリ等で提供するので、必要な調査を実施されたいこと。

その結果、食中毒に該当しないものと判明した事案であっても、対応の経過を管理室にファクシミリ等で報告されたいこと。

### 3. その他

食中毒発生時の情報処理体制の強化について、「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令等について」(平成 20 年 4 月 22 日付け食安発第 0422001 号。)の記の第 5 及び第 6 の各項に遺漏なきを改めて期されたいこと。

平成 20 年食中毒事件数 1,369 件のうち、原因食品、原因施設及び病因物質がいずれも不明な事例が 7 件、原因食品及び原因施設がいずれも不明な事例が 324 件報告されている状況を踏まえ、食中毒調査にあたっては、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 58 条第 1 項の規定に基づく医師からの届出内容を精査し、喫食調査等を十分に実施の上、食中毒か否かを判断されたいこと。

保健所等においては、食品による健康被害情報の通報を受ける可能性のある各地域の関係機関(医療機関、消費生活センター、地方農政局、地方農政事務所、警察等)との連携を図り、個々の事案について適切に対応されたいこと。